

第13次鳥獣保護管理事業計画の一部変更に関する新旧対照表

変 更 案	現 行
<p>第六 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項</p> <p>1 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定</p> <p>(4) 許可権限の市町村長への移譲</p> <p>知事の権限に属する種の鳥獣の捕獲許可に係る事務については、広域的な見地からの判断の必要性及び市町村における保護管理体制を勘案し、必要に応じ市町村への捕獲許可権限の移譲について検討します。</p> <p>次の鳥獣(22種)に係る有害鳥獣捕獲許可権限については、引き続き市町村に移譲し、法令、本計画及び「有害鳥獣捕獲許可事務実施要領」等に従って適切に事務が遂行されるよう助言します。</p> <p>また、県への許可事務の執行状況報告が適切に行われるよう助言します。</p> <p>なお、権限を移譲する種については、鳥獣の生息状況や被害等の発生状況のほか、市町村の体制等を勘案した上で、必要に応じて見直しを行います。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>カワウ、カルガモ、キジバト、ヒヨドリ、ニューナイスズメ、スズメ、ムクドリ、ミヤマガラス、ハシボソガラス、ハシブトガラス、ドバト、ノウサギ、タヌキ、キツネ、アライグマ、ハクビシン、イノシシ、ニホンジカ、ヌートリア、ノイヌ、ノネコ、キョン</p> </div> <p>4 鳥獣の管理を目的とする場合</p> <p>(1) 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的</p> <p>①、② 略</p> <p>③ 期間</p> <p>1) ~3) 略</p> <p>4) 原則として銃器を使用する場合は1か月以内(銃器を止めさしに限定して使用する場合を除く)、銃器以外(わな等)を使用する場合は、3か月以内とします。ただし、イノシシ、ニホンジカ及びキョンの捕獲にあっては、それらの手段にかかわらず1年以内とします。</p> <p>5) 略</p> <p>④~⑦ 略</p>	<p>第六 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項</p> <p>1 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定</p> <p>(4) 許可権限の市町村長への移譲</p> <p>知事の権限に属する種の鳥獣の捕獲許可に係る事務については、広域的な見地からの判断の必要性及び市町村における保護管理体制を勘案し、必要に応じ市町村への捕獲許可権限の移譲について検討します。</p> <p>次の鳥獣(21種)に係る有害鳥獣捕獲許可権限については、引き続き市町村に移譲し、法令、本計画及び「有害鳥獣捕獲許可事務実施要領」等に従って適切に事務が遂行されるよう助言します。</p> <p>また、県への許可事務の執行状況報告が適切に行われるよう助言します。</p> <p>なお、権限を移譲する種については、鳥獣の生息状況や被害等の発生状況のほか、市町村の体制等を勘案した上で、必要に応じて見直しを行います。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>カワウ、カルガモ、キジバト、ヒヨドリ、ニューナイスズメ、スズメ、ムクドリ、ミヤマガラス、ハシボソガラス、ハシブトガラス、ドバト、ノウサギ、タヌキ、キツネ、アライグマ、ハクビシン、イノシシ、ニホンジカ、ヌートリア、ノイヌ、ノネコ_____</p> </div> <p>4 鳥獣の管理を目的とする場合</p> <p>(1) 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的</p> <p>①、② 略</p> <p>③ 期間</p> <p>1) ~3) 略</p> <p>4) 原則として銃器を使用する場合は1か月以内(銃器を止めさしに限定して使用する場合を除く)、銃器以外(わな等)を使用する場合は、3か月以内とします。ただし、イノシシ及びニホンジカ_____の捕獲にあっては、それらの手段にかかわらず1年以内とします。</p> <p>5) 略</p> <p>④~⑦ 略</p>